

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）、

新規上場申請のための四半期報告書

及び新規上場申請のための半期報告書の適正性に関する確認書

2024年9月20日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

会 社 名 H m c o m m 株式会社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 CEO
役 職
氏 名 (署名) 三本 幸司

当社の代表取締役 CEOである三本 幸司は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）、新規上場申請のための四半期報告書及び新規上場申請のための半期報告書の適正性に関する確認書に不実の記載がないものと認識しております。

1. 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）、新規上場申請のための四半期報告書及び新規上場申請のための半期報告書の作成にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関連法令に基づき、全ての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）、新規上場申請のための四半期報告書及び新規上場申請のための半期報告書の作成においては、業務分担と責任部署が明確化されており、適切な業務体制が構築しております。
3. 定時取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において、経営上の重要事項及び業務執行状況等が適切に報告されるとともに、経営上の重要事項に関する適切な審議及び意思決定が行われております。
4. 監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、監査役監査の実施及び日常的な情報収集等を通じ、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行が適正に行われていることを確認しております。
5. 内部監査人は、内部管理体制の適正性・有効性を検討・評価しており、指摘事項及び改善状況について、その内容を代表取締役 CEOへ報告しております。
6. 会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人による監査において、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）、新規上場申請のための四半期報告書及び新規上場申請のための半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。

以上